岐阜県高等学校文化連盟マーチングバンド・バトントワリング部会規約

第一章 総則

- 第1条(名称)本部会は岐阜県高等学校文化連盟マーチングバンド・バトントワリング 部会とする
- 第2条(事務局)本部会の事務局を専門部長所在の学校に置く
- 第3条(組織)この部会は岐阜県に所在する高等学校の部活動を基盤に組織する
- 第4条(目的)この部会は岐阜県マーチングバンド・バトントワーリングの育成指導に努め、その向上発展を行う。
- 第5条(事業)この部会は前条の目的を達成するために次の事業を行う
 - 1 岐阜県高等学校総合文化祭マーチングバンド・バトントワリング部会
 - 2 技術講習会
 - 3 その他目的の範囲に置いて適当を認めた事業
- 第6条(役員)この部会に次の役員を置く

部会長 1名(学校長)

専門部長1名

評議員 1名

会計 1名

- 第7条(役員の選出)役員は以下の方法により選出する
 - 1 部会長は校長会により推挙された校長が当たる
 - 2 専門部長・評議員・会計は、総会で選出し、部会長が委嘱する
- 第8条(役員の任期)役員の任期は1年とし、再選を妨げない
- 第9条(総会)この部会は年1回総会を開催し、事業報告、会計報告、事業案と予算の審議を行う
- 第10条(部顧問会議)必要に応じて部会長が招集し、これを開催する
- 第11条(経費)この部会の経費は岐阜県高等学校文化連盟、参加費、その他の収入をもってこれにあてる。
- 第12条 (規約の改正) 規約の改正は総会の決議による
- 第13条(規約の施行)本規約は平成23年5月12日から施行する